

武雄市地域福祉計画 概要

(1) 計画の目的

市民の福祉増進のため、社会福祉法第 107 条に規定されている「市町村地域福祉計画」として第 1 期 (H27~H31) を策定。

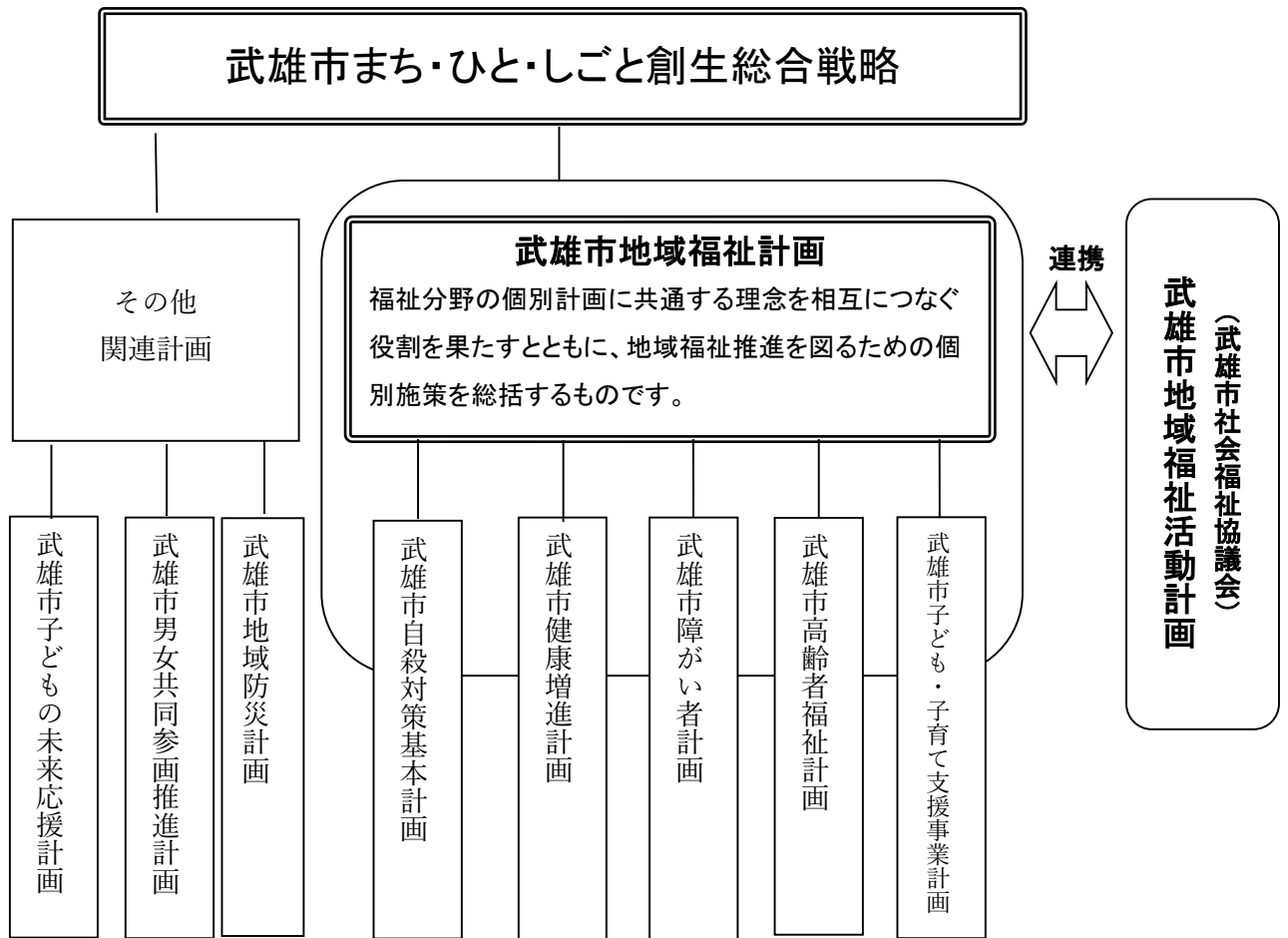
その計画を引き継ぎ、地域における福祉課題を地域で解決していく包括的な支援体制づくりとして第 2 期 (R2~R6) を策定する。地域福祉の視点から市民と関係機関をつなげていくことを目的とする。

(2) 計画期間 令和 2 年度 ~ 令和 6 年度 (5 年間)

(3) 計画の位置づけ

社会福祉法第 107 条「市町村地域福祉計画」として武雄市が策定する計画。

「武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をもとに高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉など各福祉分野に関する計画の上位計画とし、それらの分野別計画と整合性を図り、地域福祉の視点から市民と関係機関をつなげていく。また、武雄市地域福祉活動計画とも相互連携を図る。



(4) 計画概要

★基本理念 人と地域がつなぐ明るく安全・安心なまちづくり

基本目標1 地域福祉を支えるネットワークづくり

- (1) ネットワークづくり（地域福祉ネットワーク・社協との連携強化）
- (2) 福祉の担い手づくり（民生委員・ボランティア・CSO との協働）
- (3) 福祉の総合窓口の明確化（「福祉まるごと相談窓口」の設置）
- (4) 地域で暮らせる拠点づくり（地域の人の居場所づくり・官民協働・
全庁的な体制整備）

指標	基準（R1 年度）	目標（R2～R6 年度）
関係機関との会議	各町 月1回	各町 月1回
地域福祉ネットワーク	0ヶ所	各町1ヶ所
福祉総合窓口設置	0ヶ所	1ヶ所

基本目標2 住民一人ひとりに対応した多様なサービスを提供する仕組みづくり

- (1) 権利擁護（日常生活自立支援事業・成年後見制度・消費生活）
- (2) 子ども・子育て支援（施設の充実・拠点事業・ファミサポ・一時預かり
・延長保育・障がい児保育・病児保育・放課後児童対策・貧困対策）
- (3) 高齢者支援の充実（地域包括ケアシステム・認知症対策・共生型サービス）
- (4) 健康づくりの推進（糖尿病対策・予防・運動・こころの健康）
- (5) 障がい者への支援（発達障がい児関連・就労支援・共生型サービス）
- (6) 男女共同参加の推進（DV 防止相談・仕事と生活の調和）
- (7) 生活困窮者の自立支援（自立相談・家計改善・就労準備）

指標	基準（R1 年度）	目標（R2～R6 年度）
福祉との連携学校数	0校（H31.3.31 現在）	16校
障がい者就労説明会	年1回	年1回
地域包括ケアシステム拠点整備数	1ヶ所	9ヶ所

基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり

- (1) 虐待防止対策（高齢者・障がい者・子ども等への虐待防止）
- (2) 災害対策（要支援者安全確保・自主防災組織の育成強化）
- (3) ユニバーサルデザインの推進（意識啓発・バリアフリー化）
- (4) 再犯防止対策（福祉、医療等が必要な犯罪者等の社会復帰支援）

指標	基準（R1年度）	目標（R2～R6年度）
子ども家庭総合支援拠点設置	0ヶ所	1ヶ所
要支援者訪問調査実施率	0%	100%
避難行動要支援者名簿提供同意者率	55.4%	80%

各福祉分野の重点事項

- | | |
|-----------|-----------------|
| ○子育て・家庭支援 | 教育・保育サービスの充実 |
| ○介護・高齢者福祉 | 地域包括ケアシステムの構築 |
| ○障がい者福祉 | 障がい者の自立と社会参加の支援 |

